

米国におけるヘッジファンドに対する規制

1. 投資顧問法では、運用資産が 3000 万ドル以上の全ての投資顧問に対し、原則、SECの登録を義務づけている。しかし、過去 12 ヶ月の顧客数が少数（15 人未満）である投資顧問はSECへの登録義務が免除されることとされている（投資顧問法第 203 条 (b)）。
2. 当該規定により、ヘッジファンドの投資顧問は、従前、15 以上のファンドの運用を行わない限りSECへの登録義務が免除されてきたが、本年2月に発効した新規則により、ヘッジファンドに投資している投資家の数も投資顧問の顧客数に算入されることとなったため、ヘッジファンドの投資顧問についても、従来以上にSEC登録が必要となる業者が増えると思われる。
3. SEC登録対象となったヘッジファンドの投資顧問業者には、以下のような投資顧問法上の規制がかされることとなる。
 - ① 登録停止・取消等のSECによる監督
 - ② SECへの定期的な報告書提出・検査の受入れ
 - ③ 顧客資産値上り益又は評価益に連動する成功報酬の原則禁止（顧客資産が一定額以上で顧客が報酬契約の内容・リスクについて理解していると合理的に認められる場合を除く）
 - ④ 顧客との利益相反行為、詐欺的行為、広告規制等の行為規制